

集積回路配置図設計専有権の 取消審査弁法(草案) (意見募集稿)

2014年4月1日発表

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

集積回路配置図設計専有権の取消審査弁法(草案) (意見募集稿)

第一条 集積回路配置図設計(以下、「配置図設計」という)専有権の取消手続を規範化するために、「集積回路配置図設計保護条例」(以下、「条例」という)に基づき、本弁法を制定する。

第二条 国家知識産権局専利復審委員会(以下、「専利復審委員会」という)は、「客観、公正、正確、適時」との要求に従って、法により集積回路配置図設計専有権の取消案件を審査する。

第三条 専利復審委員会は、登記された配置図設計に条例の関連規定に合致しないところがあると発見した場合、本弁法により立件と審査を行わなければならない。

如何なる機関又は個人も、登記された配置図設計が条例の関連規定に合致しないと思う場合、専利復審委員会に取消を申し立てることができる。専利復審委員会は、条例の関連規定により、当該配置図設計について立件と審査を行うかどうかを決定する。

第四条 配置図設計専有権を取り消す理由は、以下に掲げるものを含む。

(一) 登記を許可された配置図設計は、条例第二条第一項に規定する集積回路又は第二項に規定する集積回路配置図設計に属さない

(二) 登記を許可された配置図設計は、主体が条例第三条の規定に合致しない

(三) 登記を許可された配置図設計は、条例第四条に規定する独創性を具備しない

(四) 登記を許可された配置図設計は、条例第五条に規定する保護除斥の内容に属する

(五) 登記を許可された配置図設計は、条例第十二条に規定する期限に合致しない

(六) 登記を許可された配置図設計は、条例第十七条に規定する不登記事由に属する

第五条 取消を申し立てるに当たって、取消申立人は手交又は郵送にて専利復審委員会に取消申立書を提出し、理由を説明しなければならない。必要があれば、関連証拠を添付しなければならない。

取消申立人は取消申立理由を補充、変更し、又は証拠を補充することができるが、必ず取消申立日から1カ月以内に提出しなければならない。期限を過ぎて提出した場合、専利復審委員会はそれを考慮しなくてもよいものとする。

第六条 専利復審委員会は、登記された配置図設計について立件と審査を行うことを決定した場合、配置図設計権利者に立件通知書を出して、配置図設計権利者に、当該通知書を受け取った日から1カ月以内に意見を陳述し、必要があれば関連証拠を添付するよう要求しなければならない。取消申立人がある場合、専利復審委員会はさらに立件するかどうかを示す通知書を取消申立人に送達しなければならない。

専利復審委員会が配置図設計について立件と審査を行うことを決定した場合、審査範囲は、取消申立人から提示された理由と証拠による制限を受けないものとする。

第七条 専利復審委員会は合議体を結成して、配置図設計専有権の取消案件を審査する。

合議体は三人又は五人からなる。構成員には、合議体組長一人、主要審判官一人、参加審判官一人又は三人が含まれる。

第八条 配置図設計専有権の取消案件を担当する合議体構成員に以下のいずれかの状況に該当する場合、自ら忌避しなければならない。配置図設計権利者は当該構成員の忌避を請求することができる。

- (一)当事者又はその代理人の近親である場合
 - (二)当該配置図設計専有権と利害関係がある場合
 - (三)当事者又はその代理人とその他の関係にあり、公正な審査に影響しうる場合
- 前項の規定は、書記官、翻訳者、鑑定人、検証人に適用する。

配置図設計権利者は忌避を請求する場合、書面にて請求し、かつ理由を説明しなければならない。必要があれば、関連証拠を添付しなければならない。専利復審委員会は、書面にて忌避請求について審査決定を下し、配置図設計権利者に通知しなければならない。

第九条 専利復審委員会は、配置図設計権利者の請求や案件審理の必要に応じて、配置図設計専有権の取消案件について口頭審理を行うかどうかを決定することができる。

第十条 専利復審委員会は審査を経て、登記された配置図設計が条例の関連規定に合致しないと判断した場合、審査意見を配置図設計権利者に通知し、審査意見通知書を受け取った日から1カ月以内に回答するよう要求しなければならない。期限を過ぎても回答しなかった場合、当該通知書に記載する事実、理由と証拠を承知しており、かつ反対意見を提出しなかったものとみなされる。配置図設計権利者が回答した後に、専利復審委員会はやはり当該配置図設計が条例の関連規定に合致しないと判断した場合、取り消さなければならない。

配置図設計権利者は、前項に規定する回答期限までに証拠を補充し、かつ詳細な説明を添付することができる。

第十一条 条例第四条にいう独創性とは、以下のことを意味する。

- (一)当該配置図設計は、創作者が単独で創作したものである
- (二)配置図設計の創作者と集積回路の製造者にとっては、当該配置図設計は全体又は一部として、公認の常例設計と比較して、二者はレイヤーの数量、レイアウト、回線接続、モジュール、ユニットなどの技術的な細部において実質的な相違がある。

第十二条 条例第四条にいう「公認の常例設計」とは、配置図設計を創作するに当たって、配置図設計の創作者と集積回路の製造者が、配置図設計分野におけるテキスト、技術辞典、技術マニュアル、汎用基準、汎用モジュールなどの資料から得られる設計、及び基本的な設計原理により簡単に想到できる設計をさす。

第十三条 機密情報レイヤーを含む配置図設計については、当該配置図設計が既に商業的に利用されている場合、当該機密情報レイヤーの内容が既に公開されたとみなされる。

機密情報レイヤーを審査するに当たって、配置図設計権利者は審査に協力しなければならない。

第十四条 配置図設計、当該配置図設計を含む集積回路、又は当該集積回路を含む物品を世界のいずれかの地域において商業的に利用する行為は、いずれも条例第十七条にいう「商業利用」に当たる。

第十五条 専利復審委員会は審査を経て、配置図設計が条例の関連規定に合致しないと判断した場合、配置図設計専有権を取り消す旨の審査決定を下し、配置図設計権利者に通知すると共に、公告を行い、取消手続は終了する。取消申立人がある場合には、同時に取消申立人に通知する。取り消された配置図設計専有権は、最初から存在しなかったとみなされる。

専利復審委員会は審査を経て、配置図設計専有権を取り消すべきでないと判断した場合、配置図設計専有権を維持する旨の審査決定を下し、配置図設計権利者に通知し、取消手続は終了する。取消申立人がある場合には、同時に取消申立人に通知する。

第十六条 審査意見通知書又は審査決定に明らかに過ちがあつて訂正する必要がある場合、専利復審委員会は、訂正通知書を出して、これを訂正しなければならない。

第十七条 専利復審委員会による立件通知書、審査意見通知書、又は審査決定などの文書は、郵送、直接手交、又はその他の方式で配置図設計権利者又は取消申立人に送達することができる。

第十八条 専利復審委員会が配置図設計専有権の取消案件を審査する手続について、本弁法において規定していないものは、「専利審査指南」における専利審判と無効宣告手続の関連規定を参照適用する。

第十九条 本弁法は_____年____月____日から施行する。